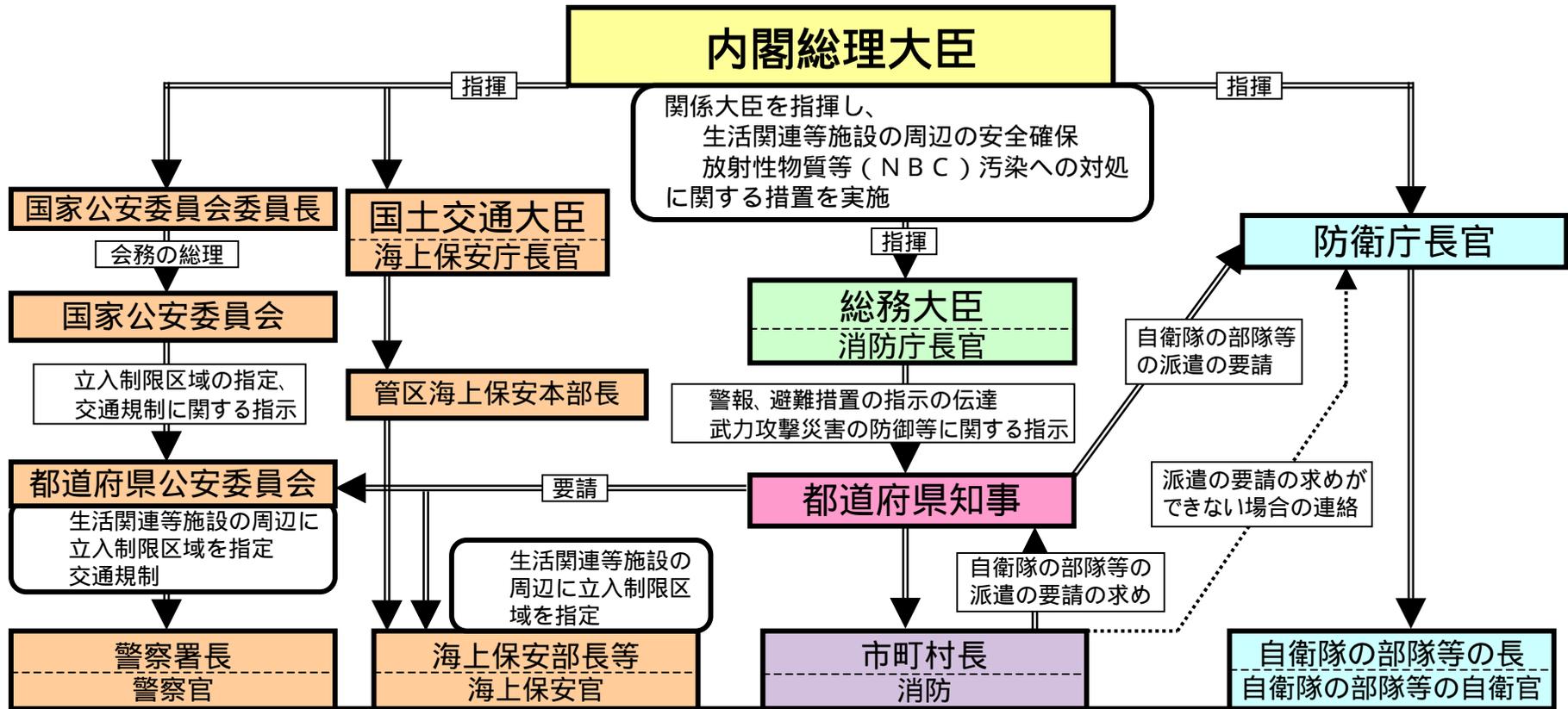


消防、警察、海上保安庁及び自衛隊の活動



避難住民の誘導

- 市町村長が実施。市町村長は警察署長・海上保安部長等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に要請することができる。

退避の指示、警戒区域の設定

- 市町村長が実施。都道府県知事は緊急の必要があると認めるとき、警察官・海上保安官は市町村長から要請があったとき等、自衛官は市町村長等がその場にいらない場合等に実施することができる。

交通規制が行われた場合の車両の移動等の措置

- 警察官が実施。消防吏員、自衛官は警察官がその場にいらない場合に実施することができる。